

## 福岡市環境教育・学習計画（第二次）の概要

### 1 計画の趣旨

社会全体の環境に関する認識の向上を図り、環境の保全及び創造に関する行動への参加を促進するために策定し、本市の環境問題の一層の改善を図って市民の生活の質を高めていくとともに、地球温暖化などの地球規模の環境問題について積極的に貢献することを目指す。

### 2 計画期間

福岡市環境基本計画（第二次）の計画期間と同じ平成18年7月から平成27年度（2015年度）まで

### 3 計画の特徴

- (1) 環境教育・学習の取組の視点を「環境保全の人づくり・地域づくり」としている。
- (2) 市民・市民団体・事業者・行政等の連携・共働による取組をさらに広げていくため、各主体の役割と関係を再整理し、それぞれの取組例を示している。
- (3) 環境教育・学習の現状と課題及び「環境保全の人づくり・地域づくり」の視点を踏まえ、福岡市（行政）が取り組む施策の基本的方向を示している。

### 4 計画の構成

- (1) 計画の基本的な考え方
- (2) 環境教育・学習の現状と課題
- (3) 環境教育・学習の取組の視点
- (4) 各主体の果たすべき役割と具体的取組
- (5) 福岡市（行政）の施策の展開
- (6) 環境教育・学習の着実な歩みを進めるために  
※本計画の推進の流れと今後の施策評価のための成果指標

### 5 取組の視点

#### 「環境保全の人づくり」

次のような要素を備えた人づくりに取り組んでいく。

- ① 環境マインド（いつも環境にとってどうなのだろうかと思うころ）
- ② 行動を起こす際に必要となる知識
- ③ 人に思いを伝える際や共に行動する際のコミュニケーション手法やコーディネート手法などの技術

#### 「環境保全の地域づくり」

身近な地域の環境問題について、そこに関わりのある人々がつながり連携することで共通認識を持ち、協力して問題解決に取り組むことができる「地域づくり」

↓

「環境」という一つの切り口から自らの地域を見つめなおし、その課題解決に向かって目標を共有し、行動を起こすことにより、地域コミュニティの活性化にもつなげていく。

## 6 施策の展開

市民・市民団体・事業者等と共働し、また、それぞれの取組を支援しながら、環境教育・学習の取組を着実に成果に結び付けていくため、「現状と課題」、「環境保全の人づくり・地域づくり」の視点、行政の役割を踏まえ、施策の基本的方向を定め、あらゆる機会を捉えて「学び、参加・行動し、つなぐ」環境教育・学習の施策を展開することとしている。

### 基本的方向 1

#### 市民一人ひとりの環境保全活動の実践及び地域の環境保全活動への参加促進

市民一人ひとりが身の回りの環境の大切さに気づき、できるだけ多くの人々のあいだに環境に配慮した行動が広がっていくよう、環境について気軽に学べる講座の開催や地域の環境特性を活かした各種啓発事業等を実施する。また、環境保全活動に意欲を持って取り組もうとする人に対する支援を行う。

### 基本的方向 2

#### 地域における環境保全活動リーダーやコーディネーターの育成

地域での環境保全活動を広げていくため、環境に関する正しい知識、技術とともに、一人ひとりの思いや考え方を受け止めながら、環境保全活動をつなぎ広げていく技術を身につけた人材の育成が必要となっており、リーダー等を育成する講座や人材の紹介並びに功労者の表彰等を行う。

### 基本的方向 3

#### あらゆる世代・対象者に対応した環境教育・学習プログラムの充実

幼児期から年長者まであらゆる人々が、身の回りの環境に気づき、学び、考え、行動することを継続して行っていくことが必要であるため、年齢・対象者別に対応した様々な環境教育・学習プログラムを整備する。特に、幼児期、小学校低学年に対応したプログラムの作成に重点的に取り組む。

### 基本的方向 4

#### 客観的で正確な最新の情報提供及び伝達手段と伝達内容の工夫

市民の環境への関心を高めるとともに、環境保全への正しい行動実践へつなげていくため、日々更新される多様な情報を整理し、多くの受け手に届く手段により、わかりやすい情報を発信する。また、まもる一む福岡等の既存の環境教育・学習施設の内容充実を図る。

### 基本的方向 5

#### 市の環境教育・学習に関する施設が持つプログラムの活用と民間の関連施設との連携

市民が身近な場所で実体験を通じて環境への関心を広げていけるよう、民間も含めた福岡市内にある環境教育・学習に関連する施設を紹介するとともに、それぞれの施設に点在している環境教育・学習プログラムを調査し、それらを連携させたプログラムを作成する。

基本的方向  
6

## 市民団体の活動支援

目的実現に向けて、柔軟性に富んだ活動をすばやく地域密着型で展開できる市民団体の役割は大きくなりつつあることから、市民団体の活動がより活発に行われるよう、活動を行うにあたって課題となっている資金・機会・情報面について効果的な支援を行う。

基本的方向  
7

## 事業者への情報提供と事業者間の環境分野の共同取組の支援

中小企業の割合が多いという福岡市の特徴を捉え、負担の少ない環境マネジメントシステムの導入を推進する。また事業者が他の主体が行う活動への人的、物的、資金的な面での参加・協力の取組や事業者間の環境分野の共同による取組みを進めていくための情報提供を行う。

基本的方向  
8

## 行政と市民団体・事業者等との共働による事業企画・実施及び事業評価による効果的な施策の推進

福岡市が行う事業をより効果的に進めていくため、事業の企画段階からの市民団体・事業者等の参画や、市民団体・事業者・学識経験者・行政等で構成する環境教育・学習計画推進協議会での定期的な施策の評価・点検を実施する。

基本的方向  
9

## 小中学校及び高等学校・大学における環境教育・学習の推進と教員が環境について体系的に学ぶ場の検討

関係機関と連携して、小中学校等へ環境教育・学習の様々なプログラムを提供し、教科学習や総合的な学習の時間における環境教育・学習の視点をもった学習を推進するとともに、高等学校や大学における環境教育・学習を推進する。また小学校等の教員が環境について体系的に学ぶことができる場の検討を行う。

基本的方向  
10

## 市民・市民団体・事業者・学校・地域・行政などの各主体のネットワーク化の推進と各主体が連携した環境教育・学習の取組の充実

環境教育・学習の取組をさらに広げていくためには、多様な主体によるそれぞれの特徴を活かした活動をつなぎ、連携した取組を進めていくことが必要であり、福岡市環境教育・学習推進協議会等での意見交換を引き続き行うとともに、市民団体・事業者との共働による取組を実施し、学校と地域が連携した取組を推進する。